

神戸市立保育所における紙おむつ等定額制サービス事業仕様書

1. 事業名

神戸市立保育所における紙おむつ等定額制サービス事業

2. 事業の目的

神戸市立保育所（以下、保育所という）においては、保護者が利用するおむつを持参しており、保護者はおむつへの記名、登所時の荷物の多さ等が負担となっている。

また、保育所職員においても、在所児ごとのおむつの在庫管理等が負担となっている。

神戸市立保育所における紙おむつ等定額制サービス事業（以下、「本事業」。）は、紙おむつの定額制利用サービスを利用する利用者のおむつが直接保育所に配送されることにより、保護者及び保育所職員双方の負担軽減を図り、ひいては市立保育所における保育の質の向上を図ることを目的とする。

3. 実施期間

2027年1月上旬～2029年12月31日までとする。

※ 実施開始日については、本市と事業者で決定する。

※ 覚書締結日から実施開始日前日までは、サービス提供のための準備期間とする。

※ 実施期間には、本事業の開始時に実施する無料トライアル期間を含むものとする。無料トライアル期間の具体的な開始日、終了日その他の実施条件については、本市と事業者が協議の上、決定する。

4. 実施場所

本事業の実施場所は、「仕様書別紙 実施施設一覧」に定める保育所とする。

なお、本事業の実施場所は、施設の運営状況その他の事情により、実施期間中に対象保育所を変更する場合がある。この場合の具体的な対応については、本市と事業者が協議の上、決定する。

5. 事業内容

事業者は、以下のサービスの提供等を行う。

（１）サービスの利用者及び契約者

本事業の実施場所である保育所に通所する児童を利用者とし、サービスの契約者は当該児童の保護者（以下、「保護者」という。）とする。

（２）サービスの利用に関する契約及び契約期間

- ・ 本サービスの利用を希望する保護者が、利用開始又は解約の申込みを事業者に行

い、事業者との間で利用契約を締結するものとする。本市は、当該利用契約の当事者とはならず、契約手続に直接関与しない。

- ・ 申込みの手続きは提案によるものとする。ただし、簡便なものとし、また、外国人保護者に対応するため、多言語対応が可能な仕様とすること。
- ・ 利用及び解約は1か月単位とし、「3. 実施期間」に定める期間（以下「実施期間」という。）中は保護者からの申し出がない限り自動更新とする。
- ・ 新規の契約及び解約については随時受け付けることとし、解約後であっても、同一年度内に再度利用契約を締結できるものとする。また、受け付けた内容は遅滞なく保育所へ通知するものとする。
- ・ 事業期間中にサービスの利用者が退所や長期休所等の理由でサービスが継続できない場合の手続について、あらかじめ保護者に示しておくものとする。

（３）紙おむつ等の提供・納品

事業者は、本サービスを利用する児童が使用する紙おむつ及びおしりふきを、使用数量の上限を設けることなく安定的に提供するとともに、児童が使用する紙おむつのサイズ等に変更があった場合は、遅滞なく対象保育所に報告するものとする。

また、欠品、物流の停滞その他の理由により提供が困難となるおそれがある場合は、速やかに本市へ報告の上、代替品の使用その他必要な対応について本市と協議するものとする。

（４）紙おむつ等の規格

国内のドラッグストア等で一般的に流通しているメーカーとし、提供する紙おむつはすべて同じメーカーのもので、新品とする。なお、サービスで提供される紙おむつのサイズ及びタイプ等は利用する児童の年齢等に応じて必要なサイズ（Ｓ・Ｍ・Ｌ・ＬＬなど）及びタイプ（テープ・パンツ）を取り扱うこととする。

また、製品の仕様変更、製造終了、供給停止その他の理由により、提供する紙おむつの変更が必要となった場合は、事業者は速やかに本市へ報告し、代替品について本市の承認を得るものとする。

（５）利用料金等

- ・ 本サービスの利用料金は、月額定額制とする。
- ・ 利用料金の請求、徴収、領収、返金及び還付その他料金に関する事務は、事業者と保護者との間で行うものとする。なお、本市は、利用料金の徴収、督促、返金その他保護者と事業者との間の金銭の授受に関する事務を行わない。
- ・ 利用料金の支払方法については簡便な手段が取れるようにするとともに、口座振替、クレジットカード決済等の多様な支払手段にも対応できるようにするものとする。
- ・ 料金の日割り計算については原則行わないが、詳細は提案によるものとする。

- ・ 保護者の利用料金の未納その他契約上の問題が生じた場合は、事業者の責任において対応するものとし、利用料金の未納等によりサービスの利用を停止する場合は、対象保育所へ事前に通知するものとする。
- ・ 事業者は、利用料金、支払方法、利用開始及び解約時の取扱い、返金条件その他の契約条件を、利用申込み前に保護者へ分かりやすく提示するものとする。
- ・ 事業者は、無料トライアル期間中の料金の取扱い及び有料サービスへの移行条件を、あらかじめ保護者に明示するものとする。
- ・ 本市は、本事業の実施に係る費用を一切負担しない。
- ・ 保護者は、紙おむつ等の使用数量にかかわらず、事業者があらかじめ提示した月額定額の利用料金を事業者へ直接支払うものとし、覚書締結期間中は、原則として当該利用料金の変更を認めない。
- ・ ただし、紙おむつ等の市場価格その他の事業環境に著しい変動が生じるなど、やむを得ない事情により利用料金の変更が必要となった場合は、事前に本市と事業者が協議するものとし、事業者は、本市との協議が整う前に利用料金を変更してはならない。
- ・ なお、利用料金を変更する場合は、変更理由、変更後の料金及び適用時期について、十分な周知期間を設けて保護者に通知するとともに、料金変更を理由として解約する保護者に不利益が生じないよう配慮するものとする。

(6) 問合せ及び苦情等の対応

- ・ 事業者は、本事業に関する保護者（現に利用者でない保護者も含む。）及び保育所からの問合せ、相談及び苦情等に適切に対応するものとする。
- ・ 問合せの方法については、電話、電子メール、ウェブフォームその他、保護者及び保育所が円滑に利用できるものとする。
- ・ 事業者は、問合せ時の連絡先、受付時間及び対応可能な内容を、保護者及び保育所にあらかじめ周知するものとする。
- ・ 問合せ又は苦情等のうち、本市による対応が必要な内容については、事業者は、相談者の個人情報の取扱いに配慮した上で、速やかに本市へ報告するものとする。

(7) 対象保育所への紙おむつの配送

- ・ 事業者は、各保育所からの発注を受けて、サービスに係る紙おむつを各保育所に配送する。なお、配送手段について、第三者（運送事業者）へ委託することも可能とする。ただし、配送日時は保育所が指定できるものとし、発注後3日以内の配送が可能なものとする。
- ・ おむつの発注方法については、事業者の提案によるものとするが、簡便な方法（オンラインが望ましい）とし、パソコン等の情報機器操作に不慣れな職員でも容易に作業を進めることができるよう、保育所職員の負担軽減にも配慮すること。
- ・ 発注手段に不具合等が生じた場合における代替の発注方法についても併せて提案するものとする。

（８）災害時の協力

本市に災害警戒本部または災害対策本部が設置された場合において、本市が事業者に要請したときは、その時点で各保育所が保管する未使用の紙おむつは、本市の判断により、本サービスの利用に関わらず在所児に使用できることとする。

この場合において、保管している紙おむつ等の精算方法については、提案に基づくこととする。

（９）その他

サービスの提供にあたっては、民法（明治 29 年法律第 89 号）等、法令を遵守して誠実に実施すること。

私人間契約のため、サービスの提供におけるトラブルについて、市は一切の責任を負わない。

6. 保護者および保育所職員への案内に係る対応

事業者は、本サービスの円滑かつ安定的な運営に向け、準備期間において、保護者及び保育所職員に対して適切な説明や資料提供等を実施するものとする。

7. 実施期間満了時の対応

事業者は、実施期間の終了にあたり、保護者及び保育所の混乱を招かないよう、十分な期間を設けて終了時期及び必要な手続を周知するものとする。

また、未使用の紙おむつ等、契約者情報、保有データその他の取扱いについて、本市と協議の上、適切に対応するものとする。

8. 疑義等の取扱

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、本市と事業者が協議の上、決定するものとする。

仕様書別紙 実施施設一覧（54 施設）

保育所名	郵便番号	住所
魚崎保育所	6580025	神戸市東灘区魚崎南町 2 丁目 1 1 - 1 1
東灘本庄保育所	6580027	神戸市東灘区青木 4 丁目 1 - 3 2
御影保育所	6580054	神戸市東灘区御影中町 4 丁目 1 - 8
本山保育所	6580072	神戸市東灘区岡本 1 丁目 7 - 6
渦森台保育所	6580066	神戸市東灘区渦森台 1 丁目 1 3 - 1
中野保育所	6580015	神戸市東灘区本山南町 1 丁目 3 - 3
瀬戸保育所	6580025	神戸市東灘区魚崎南町 6 丁目 5 - 2 6
田中保育所	6580081	神戸市東灘区田中町 4 丁目 1 1 - 2 2
浜御影保育所	6580046	神戸市東灘区御影本町 6 丁目 5 - 7
住吉公園保育所	6580053	神戸市東灘区住吉宮町 3 丁目 4 - 2 3
灘保育所	6570864	神戸市灘区新在家南町 5 丁目 1 3 - 1 5
西灘保育所	6570846	神戸市灘区岩屋北町 2 丁目 5 - 2 9
石屋川保育所	6570031	神戸市灘区大和町 4 丁目 4 - 1 8
倉石保育所	6570826	神戸市灘区倉石通 4 丁目 1 - 1 0
やはた桜保育所	6570051	神戸市灘区八幡町 2 丁目 1 - 1
やはた桜保育所鶴甲分室	6570011	神戸市灘区鶴甲 1 丁目 3 - 1 3
葺合保育所	6510078	神戸市中央区八雲通 1 丁目 1 - 6
生田保育所	6500017	神戸市中央区楠町 8 丁目 1 0 - 2
たちばな保育所	6500016	神戸市中央区橘通 3 丁目 4 - 1
みなと保育所	6500042	神戸市中央区波止場町 6 - 2
宮本保育所	6510063	神戸市中央区宮本通 1 丁目 5 - 2 1
神若保育所	6510067	神戸市中央区神若通 2 丁目 3 - 7
古湊保育所	6500026	神戸市中央区古湊通 2 丁目 3 - 2 3
運南保育所	6520875	神戸市兵庫区浜中町 1 丁目 1 7 - 1 1
松原保育所	6520881	神戸市兵庫区松原通 4 丁目 2 - 2 7
羽坂保育所	6520805	神戸市兵庫区羽坂通 4 丁目 1 - 1
平野保育所	6520015	神戸市兵庫区下祇園町 6 - 2 4
小河保育所	6520895	神戸市兵庫区小河通 3 丁目 2 - 1 4
からと保育所	6511332	神戸市北区唐櫃台 2 丁目 3 8 - 5
鈴蘭台西町保育所	6511114	神戸市北区鈴蘭台西町 3 丁目 6 - 2 3
ひよどり台保育所	6511123	神戸市北区ひよどり台 2 丁目 1 - 4
鈴蘭台南町保育所	6511113	神戸市北区鈴蘭台南町 4 丁目 2 - 2 8

保育所名	郵便番号	住所
長田保育所	6530811	神戸市長田区大塚町1丁目1-31
菅原保育所	6530015	神戸市長田区菅原通1丁目72-1
本庄保育所	6530053	神戸市長田区本庄町6丁目6-3
駒栄保育所	6530034	神戸市長田区駒栄町3丁目1-17
房王寺保育所	6530801	神戸市長田区房王寺町5丁目1-5-100
長田東保育所	6530004	神戸市長田区四番町3丁目4-49
しりいけ保育所	6530022	神戸市長田区東尻池町6丁目3-37
ふたば保育所	6530042	神戸市長田区二葉町7丁目1番30号
須磨保育所	6540022	神戸市須磨区大黒町4丁目1-2
たかとり保育所	6540037	神戸市須磨区行平町2丁目2-17
高倉台保育所	6540081	神戸市須磨区高倉台4丁目1-3
菅の台保育所	6540143	神戸市須磨区菅の台4丁目6
竜が台保育所	6540141	神戸市須磨区竜が台1丁目11
奥ノ池保育所	6550049	神戸市垂水区狩口台3丁目1-5
星陵台保育所	6550038	神戸市垂水区星陵台8丁目13-1
本多聞保育所	6550006	神戸市垂水区本多聞4丁目1-2
川原保育所	6550894	神戸市垂水区川原2丁目1-13
東高丸保育所	6550886	神戸市垂水区東垂水1丁目1-3
向陽保育所	6550012	神戸市垂水区向陽1丁目3-25
玉津保育所	6512125	兵庫県神戸市西区玉津町新方字東方211-3
押部谷保育所	6512216	神戸市西区美穂が丘1丁目1
王塚台保育所	6512135	神戸市西区王塚台5丁目115